

平成31年3月20日

会員事業者各位

(公社)岩手県トラック協会

### 「基準緩和自動車の認定要領について」等の一部改正について

標記の件につきまして、国土交通省より本年3月からセミトレーラで運搬できる建設資材等の運搬方法について基準を緩和し、トラック輸送における生産性の向上など図るため、「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正と、本改正に合わせて、違反点数などを明確化するなどして、悪質事業者への対応の厳格化を図る目的で、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正に係る通達が発出されました。

つきましては、会員事業者に対し周知依頼がありましたのでご連絡致します。

#### 記

1. 施行 平成31年3月1日(金)
2. 添付資料 「セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について、安全性を確保しつつ、基準を緩和します。」  
(国土交通省自動車局プレスリリース:平成31年2月27日付)
3. 改正内容 下記全ト協ホームページをご覧ください。

【全ト協 HP】

[http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/kijun\\_kanwa\\_kaisei2019.html](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/kijun_kanwa_kaisei2019.html)

4. その他 同文書は岩手県トラック協会ホームページにも掲載されております。

以上